

生駒市条例第25号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）」を「法令又は条例若しくはこれに基づく規則」に改め、「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（生駒市の休日を定める条例（平成元年4月生駒市条例第20号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以

後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。